

宮城県中小企業等デジタル化支援事業交付金 FAQ

《目次》

- Q1 補助の対象となる事業者はどういった者を指しますか？ … P2
- Q2 Q1の「県内に本店を有する」とはどういった場合のことをいいますか？ …P2
- Q3 Q1の「県内に住所を置き」とはどういった者のことをいいますか？ …P2
- Q4 Q1の「県内で事業を営む」あるいは「県内で事業活動を行う」とはどういった場合をいいますか？ …P3
- Q5 Q1の「中小企業・小規模企業者」はどういった者のことをいいますか？ …P3
- Q6 Q1の「みなし大企業」はどういった者のことをいいますか？ …P3
- Q7 申請にあたり、事業の補助率や補助の上限額はどのようになりますか？また、事業の実施にあたって下限額はありますか？ … P4
- Q8 どのような事業を補助対象事業として想定していますか？ … P4
- Q9 事業用のデジタル機器を購入すれば、補助金を交付してもらえるのですか？ … P4
- Q10 対象となる事業や経費について、他の補助金においても支援を受けている(他の補助金の対象となっている)場合、本補助金を活用することができますか？ … P4
- Q11 交付申請から交付決定されるまでどれくらい時間がかかりますか？ … P4
- Q12 見積は1者からの徴収でもかまいませんか？ … P5
- Q13 リース等複数年の場合、経費の考え方はどのようになりますか？ … P5
- Q14 既に終了した事業も対象になりますか？ … P6
- Q15 消費税の取扱いについてはどのようになりますか？ … P6
- Q16 社会福祉法人、一般・公益社団法人、一般・公益財団法人、医療法人、学校法人、宗教法人、NPO法人、農事組合法人、組合(農業協同組合、生活協同組合、中小企業等協同組合法に基づく組合等)は補助事業の対象となりますか？… P6
- Q17 2月及び3月に係る経費は対象外ですか？… P7
- Q18 既に導入しているシステムやソフトウェアがあり、オプションの追加等により、これまで継続的に取り組んできた内容について新たに業務効率の向上などが見込まれる。当該内容の事業計画を策定し、補助対象事業として申請して差し支えないか？… P7
- Q19 現在、自社のホームページがなく、これを機にホームページを作成し、自社の商品を宣伝したいと考えている。また、PR動画も作成してホームページに掲載することを検討している。そのほか、これまで店頭チラシやポスターでPRしてきたがモニターを購入してディスプレイ広告に切替えることや看板を電子看板(デジタルサイネージ)にすることも検討している。その際、補助対象経費はどのようになりますか？
… P7

Q1 補助の対象となる事業者はどういった者を指しますか？

A 1 補助金の対象となる者は、中小企業基本法第2条第1項及び第5項に定める中小企業・小規模企業で、県内に本店を置き県内で事業を営む法人、または県内に住所を置き県内で事業活動を行う個人で次の要件をすべて満たしている方となります。

① デジタル技術の導入に関し、自社の新たな生産性の向上や改善、効率化、事業の拡大等に取り組む者

⇒相談受付フォームからアドバイザーに相談し、助言を受けて計画を作成し、申請してください。

② 主たる業種が情報通信業でない者

⇒総務省の定める「日本標準産業分類」でご確認ください。

③ みなし大企業でない者

⇒Q6をご覧ください。

④ 「風俗営業」、「性風俗関連特殊営業」及び「接客業務受託営業」を営むものでない者

⇒「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律」第2条でご確認ください。

⑤ 暴力団との関係を有していない者（※₁）

⇒関係を有していない旨の誓約書をご提出いただきます。

⑥ 県税に未納がない者（※₂）

⇒県内県税事務所が発行する納税証明書（税目：すべての県税）等をご提出いただきます。

⑦ 過去に宮城県中小企業等デジタル化加速事業補助金の交付を受けていない者

⇒令和3年度に当該補助金を受けていないことをご確認ください。

⑧ 県が求める資料について規定の期間内に、指定方法で提出できる者

⇒確認のため追加で資料をお願いする場合があります。予めご了承の上、お手続き願います。

⑨ 補助金において入手した情報について、事業の実施等に必要となる範囲で、関係機関が情報を共有することに同意できる者（※₃）

⇒予めご了承の上、お手続き願います。

※₁ 申請者のみならず、その法人の役員も含め、暴力団排除条例（平成22年宮城県条例第67号）に規定する暴力団又は暴力団員等でない者。また、暴力団又は暴力団員等との関係を有しない者。暴力団又は暴力団員等から出資等資金提供を受けていないことも含みます。

※₂ 新型コロナウイルス感染症の影響により、徴収猶予の特例を受けている場合を除きます。

※₃ 採択（交付の一覧）等の状況についても、公表する場合があります。

Q2 Q1の「県内に本店を有する」とはどういった場合のことをいいますか？

A 2 宮城県内で本店所在地の法人登記が行われていることをいいます。

Q3 Q1の「県内に住所を置き」とはどういった者のことをいいますか？

A 3 宮城県内に住民基本台帳法に基づく住民に関する記録（住民票）を有していることをいいます。

Q4 Q1の「県内で事業を営む」あるいは「県内で事業活動を行う」とはどういった場合をいいますか？

A4 宮城県内の生産や物流、店舗などで、事業活動を行っている（事業や企業の実態を有している）ことをいいます。

Q5 Q1の「中小企業・小規模企業者」はどういった者のことをいいますか？

A5 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する中小企業の範囲又は同条第5項に規定する小規模企業者のことをいいます。

【参考】中小企業・小規模企業者の定義（中小企業基本法第2条第1項）

（参照：中小企業庁HP「中小企業の定義について」）

| 業 種 | 中小企業者 | | 小規模企業者 |
|-------------------------------|------------------------|-------------|-------------|
| | （下記のいずれかを満たす者（会社及び個人）） | | |
| | 資本金の額又は出資金の総額 | 常時使用する従業員の数 | 常時使用する従業員の数 |
| ①製造業、建設業、運輸業 その他業種（②～④を除く） | 3億円以下 | 300人以下 | 20人以下 |
| ②卸売業 | 1億円以下 | 100人以下 | 5人以下 |
| ③サービス業 | 5,000万円以下 | 100人以下 | 5人以下 |
| ④小売業 | 5,000万円以下 | 50人以下 | 5人以下 |

上記について、「会社」とは会社法（平成17年法律第86号）第2条に規定する会社、その他の法により会社法における合名会社の規定を準用し実質的に会社形態をとる者をいいます。また、「常時使用する従業員」とは、労働基準法第20条の規定に基づく「予め解雇の予告を必要とする者」を従業員として定義しています。したがって、パート、アルバイト、派遣社員、契約社員、非正規社員及び出向者については、当該条文をもとに個別に判断されることとなりますのでご注意ください。

Q6 Q1の「みなし大企業」はどういった者のことをいいますか？

A6 みなし大企業とは、本補助金においては、他の補助事業等の内容も鑑み、次のいずれかに該当する者です。

- ① 発行済株式の総数又は出資価格の総額の2分の1以上を同一の大企業が所有している中小企業・小規模企業者
- ② 発行済株式の総数又は出資価格の総額の3分の2以上を大企業が所有している中小企業・小規模企業者
- ③ 大企業の役員又は職員を兼ねている者が、役員総数の2分の1以上を占めている中小企業・小規模企業者
- ④ 発行済株式の総数又は出資価格の総額を①から③に該当する中小企業・小規模企業者等が所有している中小企業・小規模企業者
- ⑤ ①から③に該当する中小企業・小規模企業者の役員又は職員を兼ねている者が役員総数の全てを占めている中小企業・小規模企業者

- ⑥ 確定している（申告済みの）直近過去3年分の各年又は各事業年度の課税所得の年平均額が15億円を超える中小企業・小規模企業者

上記の大企業とは、中小企業・小規模企業者でない者を指します。ただし、中小企業投資育成株式会社法に規定する中小企業投資育成株式会社・投資事業有限責任組合契約に関する法律に規定する投資事業有限責任組合のいずれかに該当する者は、大企業として取り扱わないものとします。

Q7 申請にあたり、事業の補助率や補助の上限額はどのようになりますか？また、事業の実施にあたって下限額はありますか？

A7 補助率は1/2以内で、補助の上限額は200万円（対象の事業費が400万円以上の場合でも補助金の上限額は200万円となります）、補助の下限額は50万円です。また、対象の事業費が100万円に満たない場合（実績額が100万円未満の場合も含む）は補助事業の対象となりませんので、その点にご留意ください。

Q8 どのような事業を補助対象事業として想定していますか？

A8 デジタルツールの導入により、新たに生産性の向上や改善効率化を図る取組（ソフトウェアによる新システム導入等）を想定しております。機器の更新やソフトウェアのアップデート等は原則対象外となります。

Q9 事業用のデジタル機器を購入すれば、補助金を交付してもらえるのですか？

A9 単にデジタル機器を購入するだけでは補助金の対象にはなりません。

生産工程や業務管理などのこれまで継続的に取り組んできた内容に対し、デジタルツールの導入、活用により、自社の新たな生産性の向上や改善、効率化を図ることを目的としております（県ホームページの記載例参照）。そのため、今回の取組によりどのような効果が見込まれるのか、具体的な計画を備え、かつ、システム構築等に伴う機器等の整備であれば、補助対象になりえます。

Q10 対象となる事業や経費について、他の補助金においても支援を受けている（他の補助金の対象となっている）場合、本補助金を活用することができますか？

A10 できません。他の補助事業を活用していない場合に限りです。

ただし、単独で取り扱える（他の補助事業と明確に切分けができる）事業内容については、活用することが可能です。例えば、将来的に出退勤管理ツールと勤怠管理ツール、労務管理システムをそれぞれ連動させて運用する計画があり、出退勤管理ツールについては別の補助事業によって交付を受けているが、その他の管理ツールについて本補助金を活用して整備する事業計画の場合は、本補助金の活用（申請）が可能です。

Q11 交付申請から交付決定されるまでどれくらい時間がかかりますか？

A11 申請状況や申請内容によって異なりますが、申請書提出から概ね3週間程度を見込んでいます。

Q12 見積は1者からの徴収でもかまいませんか？

A12 原則として複数者からの見積徴収に努めてください。ただし、カタログ等により見積が可能な場合は、見積書に代えてカタログの写しを添付して構いません。

Q13 リース等複数年の場合、経費の考え方はどうなりますか？

A13 リース等複数年契約の内容を経費として計上する場合、その対象経費は補助事業の対象期間内の期日までに支払を完了した経費と補助事業の完了する日が属する年度末までの利用分を上限として按分した経費を比較して、いずれか低い額を補助事業の対象経費とすることとしています。具体的には下記のとおりです。

【ケース1】

令和4年12月～令和7年3月までの2年4カ月でシステムの利用契約（月額利用料10万円の利用月の翌月実績払）を締結し、補助事業の対象期間内に2カ月分（20万円）を支払った場合

- ▶ 補助対象経費は支払いの完了した「20万円」が対象経費となります。

<イメージ>

| | 利用初年度目（補助事業実施年度） | 利用2年度目 | 利用3年度目 |
|------|---------------------|--------------|--------|
| 契約 | 280万円（10万円／月×2年4ヶ月） | | |
| | R5.2月末までに支払 | | |
| 補助対象 | 20万円（補助対象） | 260万円（補助対象外） | |

【ケース2】

令和4年12月～令和7年3月までの2年4カ月でシステムの利用契約（年額利用料120万円（初年度は4カ月利用のため40万円）の年度一括払（前払））を締結し、補助事業の対象期間内に初年度分（40万円）を支払った場合

- ▶ 補助対象経費は補助事業の完了する日が属する年度末までの利用分を上限として按分した経費（支払の終了した対年度分の経費）「40万円」が対象経費となります。

<イメージ>

| | 利用初年度目（補助事業実施年度） | 利用2年度目 | 利用3年度目 |
|------|-------------------------------|--------------|--------|
| 契約 | 280万円（40万円（初年度）+120万円／年×2年間分） | | |
| | R5.2月末までに支払 | | |
| 補助対象 | 40万円（補助対象） | 240万円（補助対象外） | |

【ケース3】

令和4年12月～令和7年3月までの2年4カ月でシステムの利用契約（利用料280万円の一括払（前払））を締結し、補助事業の対象期間内に一括払（280万円）を行った場合

- 補助対象経費は補助事業の完了する日が属する年度末までの利用分を上限として按分した経費（支払の終了した経費を対象年度分として按分した経費）「40万円」が対象経費となります。

<イメージ>

| | 利用初年度目（補助事業実施年度） | 利用2年度目 | 利用3年度目 |
|------|---------------------------------|--------------|--------|
| 契約 | 280万円（40万円／年（初年度）＋120万円／年×2年間分） | | |
| | | R5.2月末までに支払 | |
| 補助対象 | 40万円（補助対象） | 240万円（補助対象外） | |

※ いずれも対象の期間内に支払の完了した経費が補助金対象経費算定の基礎額となります。契約後、対象期間内に支払った経費がない場合は、補助対象となる（補助する）経費がありませんので、ご注意ください。

Q14 既に終了した事業も対象になりますか？

A14 対象となりません。

交付決定前に既に終了している事業は対象となりません。ただし、交付決定を受けた日以前に執行した経費であっても①書類等により、本要綱による補助対象経費として適切かつ必要なものと確認できる経費であること、②申請年度内に執行している経費であることの両方が明確に確認でき、終了していない事業で適当と認められる場合には対象となる場合があります。

Q15 消費税の取扱いについてはどうなりますか？

A15 消費税は対象外となります。交付申請の段階で消費税額がわかっている場合は、その額を除いた額で積算し、事業費所要額調書を調製してください。

なお、最終的な補助の対象となる経費は、事業の実績額（税抜）に応じて1/2を乗じた額となります。実績額（実際の対象事業としてかかった経費）が税抜で100万円を下回る場合には、交付申請時（計画時）に100万を超えていたとしても、補助事業の要件を満たさないため、補助事業の対象となりません。実施にあたっては、その点をご留意いただくようお願いいたします。

Q16 社会福祉法人、一般・公益社団法人、一般・公益財団法人、医療法人、学校法人、宗教法人、NPO法人、農事組合法人、組合（農業協同組合、生活協同組合、中小企業等協同組合法に基づく組合等）は補助事業の対象となりますか？

A16 本補助金の事業対象者とはなりません。

本補助金の趣旨（中小企業・小規模事業者のデジタル化の推進）等を踏まえ、上記団体については

補助事業の対象者としていないところです。

Q17 3月に係る経費は対象外ですか？

A17 対象外となります。対象となる経費は、応募要領でお示ししている事業期間「令和5年2月28日」までに支払が完了している経費となっております。ただし、Q13のようなケースについては、対象となる場合があります。

事業の完了後、実績報告書を提出いただき、県で補助事業として適切であるか確認した上で、補助金額の確定を行う必要があります。手続きに時間を要することから、事業期間を令和5年2月28日としているところです。

Q18 既に導入しているシステムやソフトウェアがあり、オプションの追加等により、これまで継続的に取り組んできた内容について新たに業務効率の向上などが見込まれる。当該内容の事業計画を策定し、補助対象事業として申請して差し支えないか？

A18 既存システムに新たな機能を追加する場合（会計システムに販売管理機能を付与する等）や、新たな機能を付した上位モデルに買い換える場合等は補助対象になりえます。

なお、本事業は補助事業によりどのような効果が見込まれるのか具体的な計画を備えていない場合は補助事業の対象とはなりませんのでご留意願います。また、システムの保守・管理を主な目的とした経費は補助の対象とはなりませんのでご注意ください。

Q19 現在、自社のホームページがなく、これを機にホームページを作成し、自社の商品を宣伝したいと考えている。また、PR動画も作成してホームページに掲載することを検討している。そのほか、これまで店頭チラシやポスターでPRしてきたがモニターを購入してディスプレイ広告に切替えることや看板を電子看板(デジタルサイネージ)にすることも検討している。その際、補助対象経費はどのようになりますか？

A19 本補助金においては、「広報を主たる目的とした経費」については補助事業の対象経費としていないところです。

ご質問のケースの場合、内容が、「広報を主たる目的とした経費」に該当すると考えられます。そのため、ホームページの作成に必要な経費をはじめ、PR動画の作成、ディスプレイ広告、電子看板（デジタルサイネージ）に関する経費、いずれにおいても補助の対象とはなりません。

一方、例えばこれまでのロコミのみでの電話による受注の受付、受け付けた内容の手入力・管理のほか、手書きで配送伝票の作成等、一連の業務工程をデジタル化し、業務効率を改善する観点で、ホームページ作成及び電子商取引を導入するための構築費、その他の業務効率をあげるために必要となるシステム（デジタルツール）を導入する場合、補助対象経費となりえます。